

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年2月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 秋 月 史 成

和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
和歌山県東京事務所	令和2年11月19日
日高振興局	〃
和歌山県立日高高等学校附属中学校・和歌山県立日高高等学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) 通信運搬費及び手数料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 庁舎喫煙所撤去業務委託の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 県税に係る現金等出納簿において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局農林水産振興部

(ア) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局建設部

(ア) 廃川敷地については、令和元年度末で1件が未処理となっている。

今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

(イ) 河川災害復旧助成工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立南部高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。